

令和3年11月18日

配当対象債権者各位

配当手続の終了について

破産者福島電力株式会社  
破産管財人弁護士 清水祐介

上記破産者に対する福島地方裁判所いわき支部平成30年(フ)第68号破産事件につきまして、配当対象債権者各位には破産管財人から配当通知を送付済みであるところ、以下のとおり進捗しました。

- ①振込送金依頼書を提出した配当対象債権者各位への送金処理を完了しました。
- ②振込送金依頼書を提出しない配当対象債権者各位(不備のあるものを含む)に対する配当につきましては、供託の手続を実施しました。

①②により、全ての配当対象債権者に対する配当手続が終了いたしました。

《お問い合わせ先》

本件につきご不明な点は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

**福島電力コールセンター TEL 0120-057-445**

(受付時間) 平日 午前9時～午後6時